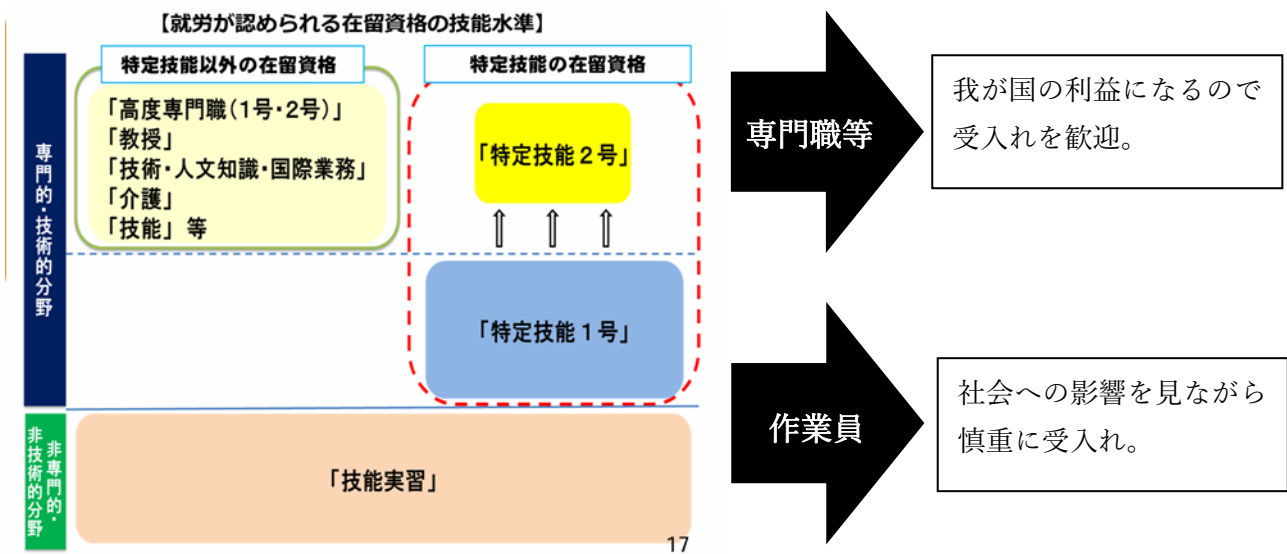


貴社の外国人労働者は、合法ですか？

2024年5月16日、警察庁・法務省・出入国在留管理庁・厚生労働省は「不法就労機会の撲滅に向けた取締り」を実施する、と強い言葉を使って合法的な外国人労働者の活用を訴えました。

組合員の皆さまにおかれましては、ご自身や周辺に「不法就労の機会」がないかどうか十分にお気を付けください。合法的な外国人労働者とは、「技能実習」から「特定技能」というルートにほかなりません。

■我が国の「外国人労働者」政策の考え方



※厚生労働省「外国人労働者の受入れの政府方針等について」P.17 より

■政府が「撲滅する」と言った不法就労の機会とは？

『表面上は正規の在留資格を有するものの、その実態は在留資格に応じた活動を行うことなく、専ら単純労働に従事するなど、偽装滞在して就労する事案』など。

【ご注意ください】

☆建設業の方☆

専門職人材が従事する「技人国」人材に、現場作業員と同じ仕事をさせていませんか？→不法就労です

☆宿泊業の方☆

通訳に従事する「技人国」人材に、フロント業務やベッドメイキングをさせていませんか？→不法就労です

☆製造業の方☆

留学生バイトがダブルワークで週28時間を超えてしまう→関係したすべての雇用主が不法就労です

不法就労助長罪は今年の6月から、「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」から、「5年以下の懲役・500万円以下の罰金」へと更に厳罰化されます。「大丈夫かな？」と思ったら、担当者にご相談ください。